

# 豊橋市立賀茂小学校いじめ防止基本方針

生徒指導主任

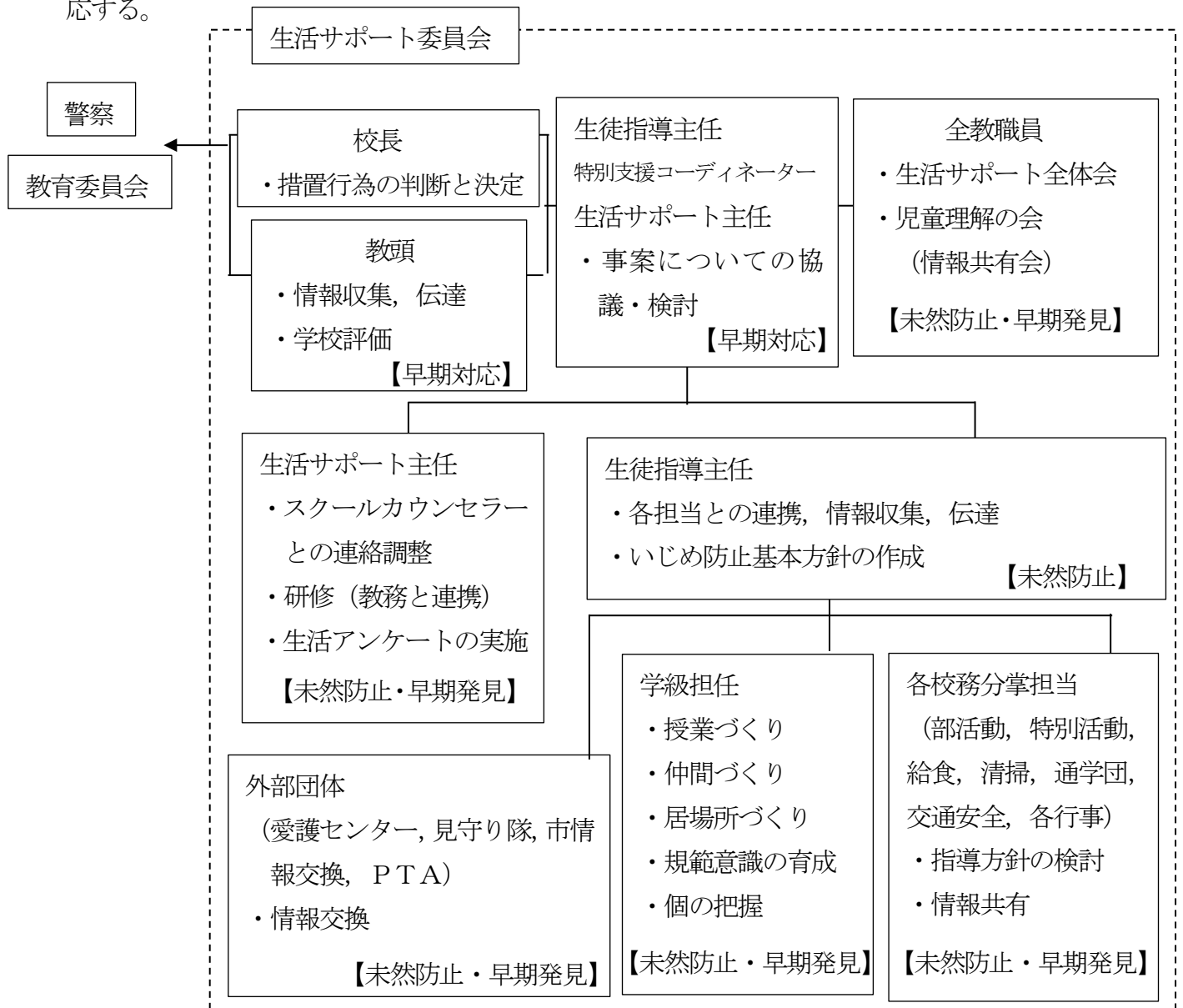
## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本市においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう以下のような組織を組んで対応する。



## (1) 「生活サポート」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
  - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努めるとともに、児童理解の会や生活サポート全体会等で情報共有を図る。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。また、いじめ防止基本方針をHP上に載せる。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
  - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。問題の解消は、少なくとも3カ月以上いじめに係る行為が止んでいる状況をいう。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己有用感を育む教育活動に努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 職員会議などを利用し、月に1度程度「児童理解の会」を開催し、気軽に児童の様子を情報交換できる場を設定する。
- ⑥ 担任は、年度初めにスズキ校務の指導を確認し、昨年度までの内容を確認する。

### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ① 2か月に1度、生活アンケート(いじめアンケート)を行い、教育相談を実施するとともに、「hyper-QU」の検査結果を活用して児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ アンケート後には、教育相談週間を設け、年間計画に位置付けて家庭への周知を図るとともに、児童が相談しやすい環境を整える。(いじめ防止年間指導計画参照)
- ④ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

### (3) いじめに対する措置

- ① いじめが確認された場合、受容的な姿勢で話を聞くとともに、速やかに生活サポート主任や指導主任と情報を共有し、管理職に知らせ、「生活サポート委員会」（いじめ防止対策組織）を中心に組織的に対応する。いじめに対する関係児童の認識にはそれぞれ「ずれ」があることを理解した上で伝聞情報に惑わされないよう、慎重に事実の確認を行う。
- ② いじめられている児童といじめの行為を相談してきた児童の安全を最優先し、被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。また、加害者と被害者が入れ替わって、いじめをした児童が逆にいじめられることがあり得るため、いじめた側の見守りにも十分配慮する。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「賀茂小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。また、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

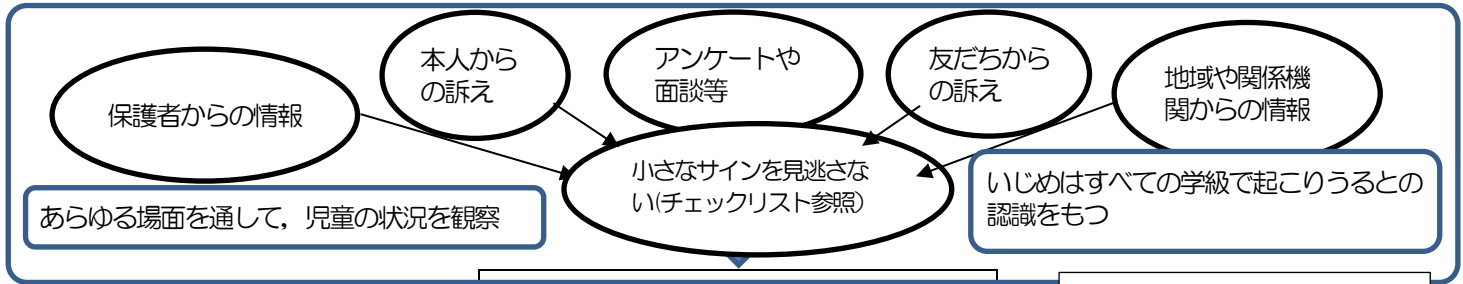
## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDC Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7・1月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

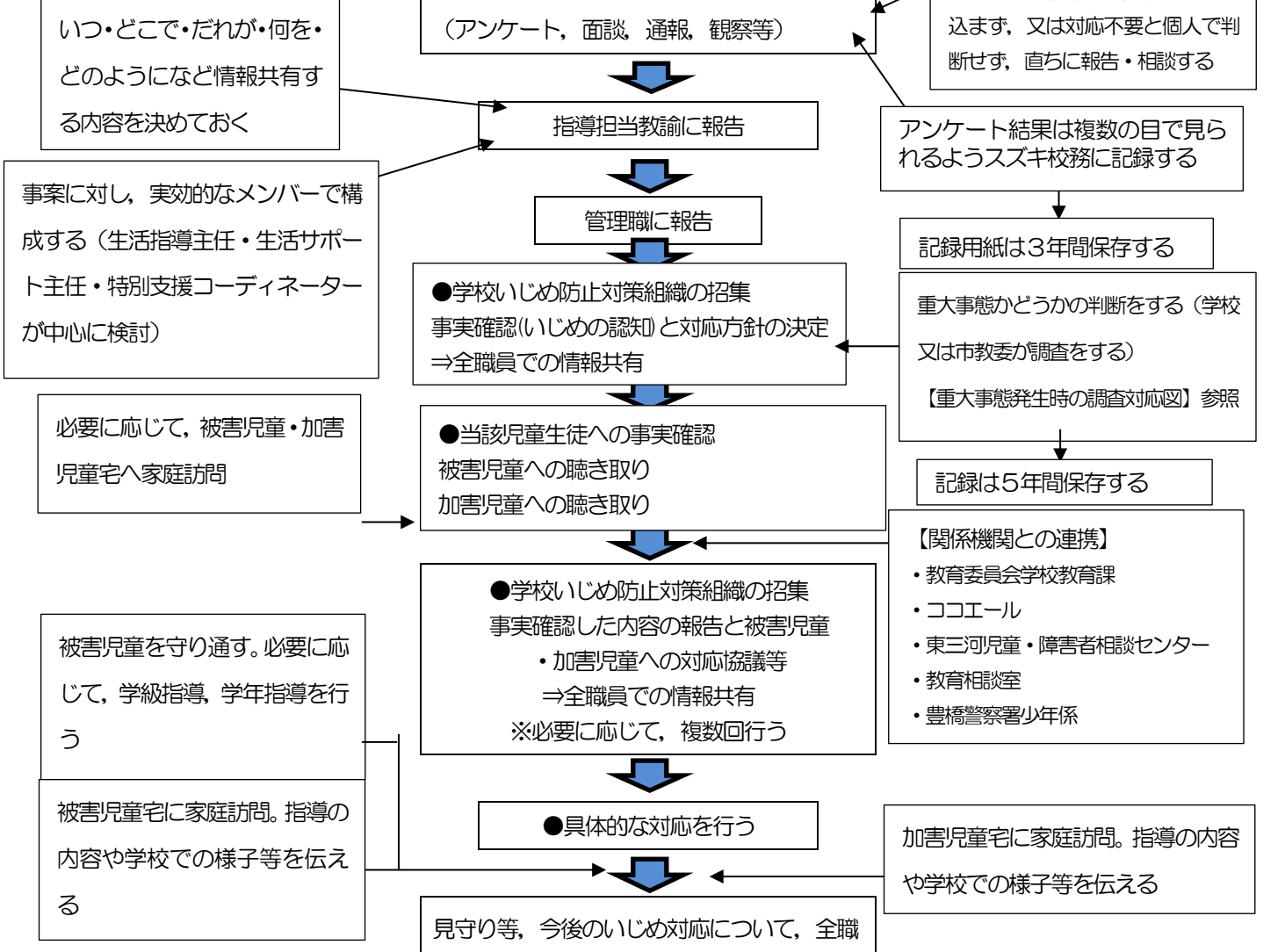
## 6 その他

- (1) 指導リーフ等を利用した、いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画（いじめ防止年間指導計画参照）し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初の学校説明会保護者へ配付し周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

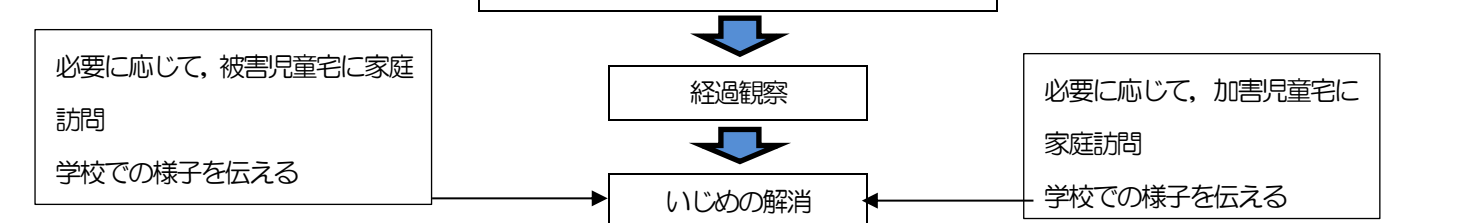
①いじめの発見



②いじめ対応



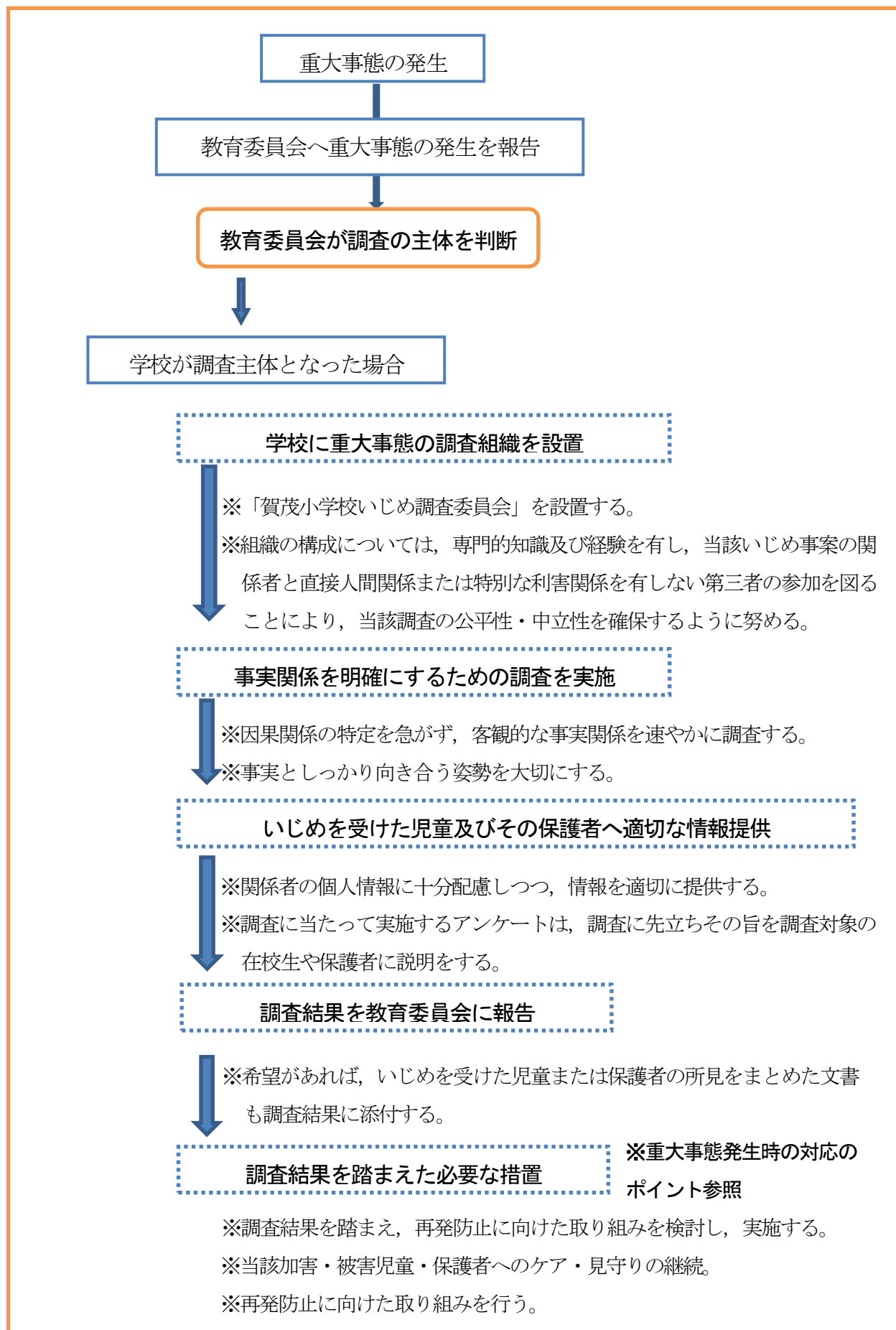
③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること (インターネットを含む)。  
止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。  
被害児童本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

## 【重大事態発生時の調査対応図】



いじめ防止年間指導計画

豊橋市立賀茂小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止組織の立ち上げ</li> <li>・入学式や始業式、学校説明会で周知</li> <li>・相談窓口等の周知</li> <li>・小中情報交換会</li> <li>・校内研修(1)</li> <li>・いじめ防止対策委員会(臨時に開催)</li> </ul>				・学校評価(1)					・学校評価(2)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針等の見直し</li> <li>・小中情報交換会</li> <li>・校内研修(2)</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCA サイクルによる検証</p>											
未然防止	<p style="text-align: center;">学級づくり・人間関係づくり・学校行事や様々な体験活動・道徳教育等の充実・分かる授業の実践</p>											
	<p style="text-align: center;">たてわり班活動、学級会、おはなしタイムなど、1年を通して行う活動</p>											
	・懇談会による啓発活動		・学校のいのちの日の取り組み 道徳授業公開		・児童による啓発活動(臨時)		・ネットモラルの出前授業		・懇談会による啓発活動		・人権週間の取り組み	
早期発見	<p style="text-align: center;">日常的な児童生徒の観察・教職員間での情報交換</p>											
	・QU検査	・生活アンケート(1) ・教育相談週間(1)		・親子生活アンケート ・教育相談週間(2)		・生活アンケート(3) ・教育相談週間(3)		・親子生活アンケート ・教育相談週間(4)		・生活アンケート(5) ・教育相談週間(5)		
	・児童理解の会(毎月開催)											

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

## いじめられている子

## ●日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してはっきり反応しない
- あいさつをされない
- 登校時間が遅くなっている
- 遅刻・欠席が増えている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている

## ●授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- プリントが配布されない
- 班編成をしたとき、孤立する
- 学習用具がなくなる
- 発言すると、周囲がざわつく
- 教職員の近くにいたがる
- 一人でいることが多い
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

## ●給食・清掃の時間

- その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 食べ物にいたずらをされる
- 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
- 一人で掃除や後片付けをしている
- その子の机やイスを運ぼうとしない
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている

## いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに威嚇する表情をする

## いじめの認知から早期対応に向けて

● 日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

● アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的実施している
- アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

## 組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している

## 重大事態への対応について

- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- 記録をきちんと残している  
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより）
- 記録の引継ぎがきちんと行われている



## 学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

### ●教職員に対して

- 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

### ●保護者・地域に対して

- 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明している。
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- いじめの相談窓口であることを周知している
- いじめの認知が「0」の場合、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

### ●未然防止に向けた取り組み

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的に行っている
- 具体的な年間計画を作成し、実行している

### ●取り組みの見直しについて

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている